

最低賃金改正前の  
9月までの申請が  
おすすめです！

# 業務改善助成金のご案内

徳島県版

業務の効率化や生産性の向上につながる設備投資等の費用を助成

事業場ごとに申請

コース区分により

助成率：最大 9割

助成上限額：最大600万円

## 業務改善助成金とは？

令和5年8月31日に拡充されました！（改正部分はピンク色の文字の部分です）

業務改善助成金は、事業場内で最も低い賃金（事業場内最低賃金）を30円以上引き上げ、生産性向上に資する設備投資等を行った場合に、その設備投資等にかかった費用の一部を助成する制度です。

事業場内最低賃金の  
引き上げ計画



設備投資等の計画  
機械設備導入、コンサルティング、  
人材育成・教育訓練など

（計画の承認と事業の実施後）  
業務改善助成金を支給  
（最大600万円）

## 対象事業者・申請の単位

【参考】徳島県最低賃金 855円 改正後896円（R5.10.1改正）

- ・ 中小企業・小規模事業者であること
- ・ 事業場内最低賃金と地域別最低賃金の差額が**50円以内**であること
- ・ 解雇、賃金引き下げなどの**不交付事由がない**こと

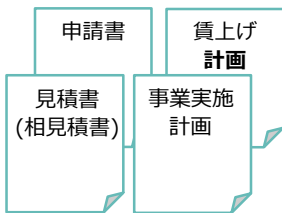


所在地  
ごとに  
申請可

以上の要件を満たした事業者は、事業場内最低賃金の引上げ計画と設備投資等の計画を立て、  
（工場や事務所などの労働者がいる）**事業場ごとに申請**いただきます。

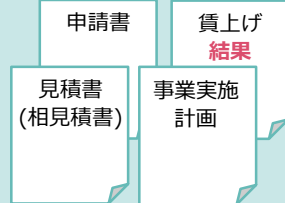
## 【申請時に必要なもの】

申請書や見積書に加え、  
・ 賃金引上げ計画書  
・ 事業実施計画書  
が必要です。



事業場規模  
50人未満で  
あればこちら  
も適用

一定の期間※に事業  
場内最低賃金を引き  
上げていた場合は、  
**賃金引上げ計画は不  
要**です。（事業実施  
計画は必要です。）



※令和5年4月1日～12月31日まで。



## 対象となる設備投資など

【参考】徳島県内で活用された設備投資事例 →

助成対象事業場における、**生産性向上に資する設備投資等**が助成の対象となります。  
また、一部の事業者については、**助成対象となる経費が拡充**されます。

経費区分	対象経費の例
機器・設備の導入	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ POSレジシステム導入による在庫管理の短縮</li> <li>・ リフト付き特殊車両の導入による送迎時間の短縮</li> </ul>
経営コンサルティング	国家資格者による、顧客回転率の向上を目的とした業務フロー見直し
その他	店舗改装による配膳時間の短縮

## 助成対象経費の具体例

助成対象経費の具体例は、「生産性向上のヒント集」や厚生労働省ウェブサイトに掲載されています。

### 生産性向上の事例集 ～最低賃金の引き上げに向けて～

業種別中小企業団体助成金や業務改善助成金を活用し、業務の効率化や働き方の見直しなどを実施して生産性向上を実現し、賃金の引上げを行った事例を集めた冊子を作成しております。

生産性向上のヒント集

検索



申請期限：令和6年1月31日（事業完了期限：令和6年2月28日）

助成上限額

コース区分	事業場内最低賃金の引き上げ額	引き上げる労働者数	助成上限額	
			右記以外の事業者	事業場規模30人未満の事業者
30円コース	30円以上	1人	30万円	60万円
		2～3人	50万円	90万円
		4～6人	70万円	100万円
		7人以上	100万円	120万円
		10人以上*	120万円	130万円
45円コース	45円以上	1人	45万円	80万円
		2～3人	70万円	110万円
		4～6人	100万円	140万円
		7人以上	150万円	160万円
		10人以上*	180万円	180万円
60円コース	60円以上	1人	60万円	110万円
		2～3人	90万円	160万円
		4～6人	150万円	190万円
		7人以上	230万円	230万円
		10人以上*	300万円	300万円
90円コース	90円以上	1人	90万円	170万円
		2～3人	150万円	240万円
		4～6人	270万円	290万円
		7人以上	450万円	450万円
		10人以上*	600万円	600万円

※ 10人以上の上限度区分は、特例事業者が、10人以上の労働者の賃金を引き上げる場合に対象になります。

助成率

改正前：855円～905円  
改正後：896円～946円

900円未満	9/10
900円以上 950円未満	4/5(9/10)

( )内は企業の決算書類から算出した労働者1人当たりの付加価値を指し、直近の決算書類に基づく生産性と、その3年度前の決算書類に基づく生産性を比較し、伸び率が一定水準を超えている場合等に適用されます。

特例事業者

以下に当てはまる場合が特例事業者となります。なお、②・③に該当する場合は、助成対象経費の拡充も受けられます。

① 賃金要件	申請事業場の事業場内最低賃金が950円未満である事業者
② 生産量要件	売上高や生産量などの事業活動を示す指標の直近3か月間の月平均値が前年、前々年または3年前の同じ月に比べて、15%以上減少している事業者
③ 物価高騰等要件	原材料費の高騰など社会的・経済的環境の変化等の外的要因により、申請前3か月間のうち任意の1か月の利益率が3%ポイント*以上低下している事業者

\*「%ポイント(パーセントポイント)」とは、パーセントで表された2つの数値の差を表す単位です。

注意事項・お問い合わせ等

注意事項

- 過去に業務改善助成金を活用した事業者も助成対象となります。
- 予算の範囲内で交付するため、申請期間内に募集を終了する場合があります。
- 交付決定前に助成対象設備の導入を行った場合は助成の対象となりません。
- 必ず最新の交付要綱・要領で助成要件をご確認ください。

(参考) 働き方改革推進支援資金

日本政策金融公庫では、事業場内最低賃金の引き上げに取り組む方に、設備資金や運転資金の融資を行っています。詳しくは、事業場がある都道府県の日本政策金融公庫の窓口にお問い合わせください。

日本政策金融公庫  
店舗検索



【制度のお問い合わせ先】

業務改善助成金コールセンター TEL 0120-366-440  
(受付時間 平日 8:30～17:15)

【ワンストップ相談窓口】

徳島働き方改革推進支援センター TEL 0120-967-951  
(受付時間 平日 9:00～17:00)

参考ウェブサイト

業務改善助成金

検索

最低賃金特設サイト

検索



交付申請書等の提出先は徳島労働局 雇用環境・均等室です  
住所：〒770-0851 徳島市徳島町城内6-6 徳島地方合同庁舎4階  
電話番号：088-652-2718